



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月17日火曜日 第2531号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の名称の変更.....	(健康増進課) ...	961
土地改良事業の工事の完了.....	(農地整備課) ...	961
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課) ...	961
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	962
道路の供用開始(県道嵐田之浜岩松線).....	(南予地方局管理課) ...	962

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	962
-----------------------------	---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成25年12月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称		変更年月日
変更前	変更後	
ワタキュー薬局新居浜店	フロンティア薬局新田町店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局松木町店	フロンティア薬局松木町店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局森の国店	フロンティア薬局松野店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局一本松店	フロンティア薬局一本松店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局城辺町店	フロンティア薬局城辺店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局ミルクの里店	フロンティア薬局野村店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局宇和町店	フロンティア薬局宇和町店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局宇和島店	フロンティア薬局宇和島店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局卯之町店	フロンティア薬局卯之町店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局東大洲店	フロンティア薬局大洲中央店	平成25年11月1日

○愛媛県告示第1361号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年12月17日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	本村池地区	平成24年3月23日

○愛媛県告示第1362号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成25年12月17日

愛媛県知事 中村時広

篠谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	肱川町山鳥坂	532番	1号
		523番	2号
		546番	3号
		539番	4, 5, 6号
		536番	7号
		579-1番地先	8号
		579-1番	9, 10, 11号
		579-3番地先	12号
		579-1番地先	13号
		574番	14号
		536番	15号

北只(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成22年7月愛媛県告示第803号)北只の項で指定した標柱11号と標柱12号を市道北只野佐来線山側官民境界線で結んだ線、標柱12号と標柱13号を結んだ線、標柱13号と標柱1号を市道北只野佐来線山側官民境界線で結んだ線、標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線並びに次に掲げる地番の土地に存する標柱9号と標柱14号を結んだ線、標柱14号から標柱17号までを

順次結んだ線及び標柱17号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱
大洲市 北只	858番10	14号
	748番 1	15号
	748番 8	16号
	746番 2	17号

○愛媛県告示第1363号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、愛媛県東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年12月9日から平成26年3月25日まで
- 3 作業地域 越智郡上島町岩城及び生名

○愛媛県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町近家甲1607番227から 同市岩松甲2512番26まで	平成25年12月17日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成25年12月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,181,203
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,625
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,651

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	43,666	14,556
南 宇 和 郡	20,553	6,851
松山市・上浮穴郡	429,405	138,235
今治市・越智郡	144,827	48,276
宇和島市・北宇和郡	82,899	27,633

八幡浜市・西宇和郡	41,180	13,727
新 居 浜 市	101,335	33,779
西 条 市	92,635	30,879
大洲市・喜多郡	53,921	17,974
伊 予 市	31,950	10,650
四 国 中 央 市	75,410	25,137
西 予 市	35,418	11,806
東 温 市	28,004	9,335